

入札説明書

この入札説明書は、当該契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度会議記録テープ反訳業務
- (2) 仕様等 別記仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 岩手県議会事務局

2 入札、開札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格

入札公告に示すとおり。

4 入札参加申請に関する事項

入札公告に示すとおり。

5 入札

- (1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。
- (2) 入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。

6 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものととして取扱うものとする。

7 入札書

- (1) 入札書は、県が示す様式に次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。

ア 入札年月日

イ 入札参加者住所・氏名・印（代理人が入札を行う場合は、入札参加者（委任者）住所・氏名、代理人（受任者）氏名・印）

ウ あて名は、岩手県知事 達増 拓也とする。

エ 入札金額

10分当たりの単価とする。（消費税及び地方消費税は含まないものとする）

オ 件名

- (2) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (4) 入札書は、提出後においては、如何なる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 郵送やファクシミリによる入札書の提出は認めない。

8 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

- (1) 委任者の住所、氏名及び印
- (2) 委任事項
- (3) 受任者の住所、氏名及び印

9 入札保証金

入札公告に示すとおり。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札保証金を納めず、又は不足した場合
- (8) 記名押印のない入札
- (9) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- (10) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

- (3) 落札者となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を公表するものとする。
- (6) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
なお、再度入札しても落札者がいない場合も同様にする。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。
また、入札公告2(5)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
- (2) 入札公告の3(6)及び(7)の資格については、当該規定で示す期間を(1)の期間に読み替えて、(1)の規定を適用するものとする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約単価により算出した年間予定契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、岩手県会計規則(平成4年3月31日規則第21号)第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約の条項は別添「契約書(案)」のとおりとする。
- (6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあっては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県議会事務局総務課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-6006 (直通)

FAX 019-629-6014